

## 第13回 安来市農業委員会議事録

平成30年7月23日 午後2時00分 第13回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

|      |        |      |        |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 北中 宏一君 | 2 番  | 武上 隆雄君 | 3 番  | 杉原 建君  | 4 番  | 木戸 芳己君 |
| 5 番  | 仲佐 久子君 | 6 番  | 北川 正幸君 | 7 番  | 安松 智君  | 8 番  | 藤原 明紀君 |
| 9 番  | 増田 和夫君 | 10 番 | 板垣 裕志君 | 11 番 | 新田 里恵君 | 12 番 | 塩見 秀雄君 |
| 13 番 | 板金 悟君  | 14 番 | 渡邊 克実君 | 15 番 | 佐々木吉茂君 | 16 番 | 岡田 一夫君 |
| 17 番 | 吉村 正君  | 18 番 | 齋藤 哲君  | 19 番 | 渡辺 和則君 |      |        |

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 日程第 1  | 議事録署名委員の指名                              |
| 日程第 2  | 会期の決定 平成30年7月23日 1日                     |
| 日程第 3  | 議第49号 農地法第2条の規定による非農地証明願について            |
| 日程第 4  | 議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について              |
| 日程第 5  | 議第51号 農地法第4条の規定による許可申請について              |
| 日程第 6  | 議第52号 農地法第5条の規定による許可申請について              |
| 日程第 7  | 議第53号 農用地利用集積計画の決定について                  |
| 日程第 8  | 報第47号 農用地利用配分計画の認可の公告について               |
| 日程第 9  | 報第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について           |
| 日程第 10 | 報第49号 農地法第18条の規定による通知について               |
| 日程第 11 | 報第50号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について |

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第13回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第13回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君  
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
ありません。

議 長：岡田 一夫君  
日程第 1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第 1 3 条により 9 番 増田委員、1 0 番 板垣委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第 2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日 1 日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第 3 議第 4 9 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
2 ページをご覧ください。議第 4 9 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明願について このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3 ページに案件の内容、4 ページから 5 ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、6 件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1 番から 5 番までは、同じ区域内ですのであわせて説明させていただきます。当該申請地は、農業用機械が入らないこと、水不足がおこること、当時の耕作者も高齢で、かつ現在の所有者も当時会社勤めなどをしていたことから昭和 6 0 年ごろから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の（3）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。

6 番は、大正 3 年頃及び昭和 1 5 年頃から住宅、離れ、土蔵等住宅敷地として使用されており、現在になっています。非農地証明事務取扱基準の（1）農地法が施行された昭和 2 7 年 1 0 月 2 1 日より前に非農地であった土地と考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1 番の案件について 1 1 番 新田委員 説明をお願いします。

1 1 番 新田 里恵君

1 1 番 新田です。場所の説明をいたします。4 ページの位置図をご覧ください、県道米子広瀬線と県道布部安来線の交差点、コンビニ前の交差点ですが、そこより 5 0 0 m 位布部方面に上がりまして、そこを右折して、約 3 0 0 m 行った先をまっすぐ行きますと、今地図に出ております山の下の方に参ります。そのの

農道を右側に約100m位入ったところが山の裾野の方になります。場所は赤斜線、ピンク斜線、オレンジ、青、緑で印がしてある地番が山の中に広がっていて、1件だけ字名が違うところがありまして、3番目の字石佛243番がありますが、あとは原の字名の地番でございます。以上で場所の説明を終わります。

議長：岡田 一夫君

6番の案件について7番 安松委員 説明をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。6番案件の場所の説明をいたします。5ページの位置図をご覧ください。JR安来駅から国道9号線を約3.6km東に行きますと清水入口交差点がございますが、その手前200mにある交差点が、位置図の右上にある交差点でございます。この交差点を米子方面に向かって右折し、350m直進したところの右側にあるのが申請場所でございます。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査2班からの報告を、12番 塩見委員 説明をお願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。現地調査の報告をいたします。今回の調査班は2班で、7月19日、午後1時30分から安松班長、杉原委員、仲佐委員、渡辺代理、岡田会長、事務局より堀江係長、そして今回発表する私、塩見で現地を確認してまいりました。1番～5番案件ですが、今回の申請地は全部で9筆、2894.91㎡が今回申請された場所であります。地元委員の新田委員から現地で説明がありましたので、それについて報告したいと思います。昭和60年ごろまで煙草、桑畑としてやってきていたが、当該申請地は農業用機械が入らないこと、また水不足が起こること、耕作者も高齢で、所有者も当時会社勤めをしていたこともあり、昭和60年ごろから耕作をしなくなり現在に至ったようです。先ほど事務局から説明がありました通りで調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。続いて6番案件について報告いたします。地元委員の安松委員から現地にて説明を受けました。先ほど事務局より説明がありましたが、島田町62番、地目 畑、26㎡、それと63番3、地目 田、241㎡。大正3年ごろ又昭和15年ごろ住宅、離れとして利用されており現在に至っています。農地法が施行された昭和27年より前に非農地であった土地であり、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

調査班の報告が終わりました。地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番からの5番の案件について一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

6ページをご覧ください。議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、全て所有権移転に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約5km、農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約500mで隣接農地も譲受人が耕作しています。農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約100mで現在も利用権設定により譲受人が耕作しています。農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。なお、譲受人の現住所は安来市荒島町となっていますが、農業を営む親は伯太町下十年畑におり、譲受人も世帯員として農業に従事しています。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり136,612円です。

4番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約10m、農機具は、田植機1台、トラクター2台、コンバイン3台、乾燥機4台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり370,000円です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1番の案件について19番 渡辺委員 お願いします。

1 9 番 渡辺 和則君

1 9 番 渡辺です。1 番の案件について説明させていただきます。まず、場所でございますが、広瀬の町頭に4 3 2号線の交差点がございます。そこから約4 k m山佐方面に入っていただいた右側の土地になります。譲受人は1 0, 5 9 6 m<sup>2</sup>の農地を意欲的に耕作されております。譲渡人につきましては、譲受人の本家に当たる家柄でございます。この本家の譲渡人につきましては、十数年前、東出雲町の方に出ておられまして、その後を現在、譲受人が耕作しているという状況でございます。この度、受贈で譲り受けるものでございます。引き続きの耕作ですので、何ら周辺農地に影響はございませんし、意欲的に農業されておりますので問題ないと思っておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

2 番の案件について1 4 番 渡邊委員 説明をお願いします。

1 4 番 渡邊 克実君

1 4 番 渡邊でございます。2 番の案件について、まず場所でございますが、飯梨川の川下の方に住吉町と別石町を結ぶ橋、東赤江大橋がございます。その橋から西堤防下を約1 0 0 m下流、その地点から西へ約1 0 0 m行った場所でございます。譲受人は1 4, 7 7 7. 1 9 m<sup>2</sup>の耕作面積を意欲的に営農に取り組みでられます。また、申請地の両サイドが譲受人の畑でございまして、田に及ぼす影響はないものと考えております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

3 番の案件について1 3 番 板金委員 説明をお願いします。

1 3 番 板金 悟君

1 3 番 板金です。3 番案件の場所を説明します。この庁舎の前、安来伯太日南線を約7 k m上がりますと、市営の城山団地という赤屋地区にある団地のすぐ隣にありますのが申請農地でございます。譲受人は今荒島町に住まいしておられますが、実家が十年畑の該当農地から1 0 0 m離れたところでございます。以前から利用はしておられたのですが、この度、実家に帰るという話になり、譲渡人も遠方におられることから所有権をもらうということで今回の申請になりました。以前から耕作しておりまして申請地域には何ら問題はないと考えております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

4 番の案件について6 番 北川委員 説明をお願いします。

6 番 北川 正幸君

6 番 北川です。4 番案件の場所でございますが、広瀬から4 3 2号線を比田方面に上がりますと、最後に金原トンネルというのがあります。そのトンネルから8 0 0 m行きますと布部の旧道入口があります。そこに退避所がありまして、その退避所を右に2 0 0 m行った左側が申請地でございます。譲受人は2 1, 2 6 1 m<sup>2</sup>の農地を積極的に耕作されておられるわけですが、その中にも利用権を設定してかなり意欲的に農業に取り組んでおられます。この申請地はたまたま譲受人の家の隣にありまして、他に影響を与えることはないと思いますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第51号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

8ページをご覧ください。議第51号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。申請者の世帯は現在3台の自家用車を所有しており、現在、

自宅敷地内の合併浄化槽の上に2台駐車しています。残りの1台は、軒下の庭に駐車していますが冬の季節には落雪のおそれがあります。自動車の駐車状況としては、いずれも適切でないため駐車場の確保を計画しました。目的の性質上、できる限り自宅に近い場所に駐車場を確保する必要があり、農地以外の適地が見つからず自己が所有する農地に駐車場を整備するものです。なお、事業計画は2筆の農地159㎡となっておりますが、もう1筆は自己所有農地でないため農地法第5条の規定による許可申請が提出されています。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。1番の案件につきまして場所の説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。位置図の縮小図を見ていただきますと、赤い線が結んでありますのが432号線、広瀬の上の交差点でございます。これを下山佐方面に約4km上がっていただきますと、山狭神社の近くに申請地と書いてありますが、その辺りが大きい地図になっております。この山狭神社の上り口のところを右の方に約30mあるかないかといったようなところでございます。よろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査2班からの報告を、12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。4条申請の転用目的は駐車場ということですが、地元委員の渡辺代理、北川委員、板垣委員、吉村委員に説明を受けて現地を確認してきましたので、報告いたします。申請地は広瀬町下山佐1101番、地目 畑、31㎡であります。先ほど事務局から説明がありました通りですが、申請者は現在3台の自家用車を所有しており、現在自宅敷地内のほか合併浄化槽の上に2台、残り1台は庭の軒下に駐車しておられます。自己所有の農地を駐車場に整備するものであり、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さま方のご審議をよろしくお願いいたします。関係者の同意書等も添付されておりましたので確認しましたことを報告しておきます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から質疑に入ります。1番の案件について、質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第52号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を

求めます。

事務局：堀江 雄二君

11ページをご覧ください。議第52号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。12ページに案件の内容、13ページから14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場、権利の設定は所有権の移転です。申請者の世帯は現在3台の自家用車を所有しており、現在、自宅敷地内の合併浄化槽の上に2台駐車しています。残りの1台は、軒下の庭に駐車していますが冬の季節には落雪のおそれがあります。自動車の駐車状況としては、いずれも適切でないため駐車場の確保を計画しました。目的の性質上、できる限り自宅に近い場所に駐車場を確保する必要があります、農地以外の適地を探しましたが見つからず当該申請農地に駐車場を整備するものです。なお、事業計画は2筆の農地159㎡となっておりますが、もう1筆は自己所有農地のため農地法第4条の規定による許可申請が提出されています。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、200,000円です。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、進入路で、権利の種類は、所有権の移転です。申請者は農業を営んでおり自宅から車両の出入りを行っていますが、現在の進入路は幅が3.3mしかなく自家用車やトラックの切り返しが難しいことに加え、3t積の集荷用トラックでは切り返しができないため作業に支障をきたしています。このため、現在の進入路の拡幅を計画し、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することになりました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、169,965円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について19番 渡辺委員説明をお願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。1番案件について場所の説明をさせていただきます。先ほどの4条案件の場所と同じでございまして、4条案件の手前の128㎡の土地でございます。よろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について6番 北川委員 説明をお願いします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。3条案件と同じ場所であります。先ほど説明いたしました通り、432号線を上がり金原トンネルを過ぎまして、800m行ったところが位置図にもあります停留所になります。その部分が退避所になっておりまして、広いところがありまして、そこを右に200m入っていった左側が申請地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査2班からの報告を、12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君



12番 塩見です。先ほどの続きであります、ほぼ同じ場所であります。4条申請の説明を先ほどしましたが今回は5条申請ということです。広瀬町下山佐1100番、地目 畑、128㎡、これが今回5条申請で出ております。先ほど説明いたしましたが、地元委員から説明を受け、現地を確認してまいりましたので、ご報告させていただきます。内容的には先ほどの報告と全く同じであります、今回の5条申請の場所は、真砂土を入れて整地します。雨水対策としては、従来設置してある道路下の排水パイプ及び水路溝を使用して、道路への冠水を防ぐということであり、先ほどの地図にもありましたが、その道路そのものが奥に入っていけないという行き止まりの道でございます。場所的に駐車場、車3台分と来客用もしくは回転場として使用したいということであり、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。続いて2番案件の5条申請であります、地元委員の北川委員、板垣委員、吉村委員の説明を受けて、現地を確認してまいりましたので報告いたします。申請者は農業を営んでおり、自宅から車両の出入りを行っていますが、現在の進入路は幅が3.3mしかなく、自家用車やトラクターの切り返しに難しいうことに加え、3トンの集荷用トラックは切り返しができないことから作業に支障をきたしていました。今回の申請地、広瀬町布部874番2、地目 畑、45㎡を進入路にしたいということであり、現在ある道路の形状に合わせて、一部は削土、一部は盛土をして形状を合わせ、その上でコンクリート舗装をするということです。雨排水は既設の排水路に接続するということであり、関係者の同意書等も添付されておりました。調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

調査班の報告が終わりました。地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：岡田 一夫君

18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。3条の番地が874番3で、5条申請が874番2となっていて譲受人も譲渡人も同じですが、これは874番1か874番2かを分筆でもして道路にしたのか、それとも別の土地ですか。

12番 塩見 秀雄君

分筆されておられます。

18番 齋藤 哲君

どの番地をどの番地に分筆したんですか。

事務局：堀江 雄二君

失礼いたします。元々の地番が874番でして、これを874番1と874番2と874番3に分筆されておられます。それで874番2が既存の進入路側にある45㎡で、3条の方が譲受人の自宅敷地に隣接するところ、残りの部分は元の所有者の方がそのまま農地として耕作する予定と聞いております。以上です。

18番 齋藤 哲君

はい、わかりました。

議長：岡田 一夫君

他に質疑はありませんか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第53号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

15ページをご覧ください。議第53号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、18ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が17件、22,030㎡、使用貸借が6件、13,426㎡、全体で23件、総面積が35,456㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 種田 容子君

失礼します。議第53号についてご説明いたします。詳細は19ページからです。今月の利用集積計画は、番号2番、5番、6番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。それ以外の番号、1番、3番、4番、7番はいわゆる利用権設定の申請であり、いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第47号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

21ページをご覧ください。報第47号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。農用地利用配分計画の認可の公告の内容等につきましては、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地579筆が、このたび、個人及び法人に使用貸借及び賃貸借設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成30年6月8日、26日及び7月2日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については報告事項ですので、以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第9 報第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

23ページをご覧ください。報第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。24ページから26ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については報告事項ですので、以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第49号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

27ページをご覧ください。報第49号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。28ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については報告事項ですので、以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第50号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

29ページをご覧ください。報第50号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。30ページをご覧ください。今月の届出は2件で、UQコミュニケーションズ及びKDDI携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第13回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 2時55分)

以上 会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため署名押印する。

安来市農業委員会 議長

安来市農業委員会 委員

安来市農業委員会 委員